

昭和五十六年十一月十二日提出  
質問 第一一 号

社会保険診療報酬に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年十一月十二日

提出者 小林 進

衆議院議長 福田 一 殿

### 社会保険診療報酬に関する再質問主意書

去る十月二十三日付の本件に関する政府の答弁書は、答弁の体をなしていない。室料、看護料等の算定に関し、その具体的な根拠となるべき数字を求めたのに対し、答弁は極めて抽象的、言わば問答無用というに等しい。封建武士の町人に対するがごとき政府の答弁書は誠に遺憾である。よつて、再質問主意書を提出し、政府の見解をただしたい。

一 政府が、社会保険診療報酬に関し、室料、看護料等の算定の基礎に答えないのは、それらについてなんらの積算の基礎を持たないものと考えられるが、それでよろしいか。

二 答弁書で、室料、看護料等の点数は、全体として保険医療機関の健全な経営と保険医療とが確保されるよう設定されているとしているが、裏を返せば、室料や看護料が赤字でもいわゆる潜在技術料がまだ残されているから、それを活用することによつて病院の運営はやつて行け

るはずだと読むことができる。かかる不合理な診療報酬制度は、これを悪用することによって不当な収益を上げる医療機関も発生し、医療の荒廃の原因をなすものである。

今回の医療費改定はこうした不合理を是正するためのものであつたはずであるが、今なお病院医療に関し、室料、看護料について著しい不採算を押しつけ、ひいては非合理的運営を押しつけている。日本の医療を荒廃せしめつつある元凶は、政府の定める診療報酬制度の中にあるので、早急に病院診療報酬を適正化するよう再改定を行うべきであると考えるが、政府の見解を示さりたい。

右質問する。